

(2) 競輪事業

I. 実施した監査手続の概要

- ① 関連文書の閲覧
- ② 公営競技局への質問
- ③ 北九州メディアドーム及びハイビジョンシアター門司への現場視察

II. 監査の結果（指摘）

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかつた。

III. 監査の意見

(ア) 有料指定席の利用について

北九州メディアドーム内の有料席のうち、指定席については競輪祭以外のレースでは一般開放されていない。これは指定席開放に伴う追加的な支出に見合う収入が得られないとの市担当者の判断によるものであるが、実態として詳細な検討が行われているわけではない。市の財産の有効活用という観点から、改めて収支の観点から指定席の開放の必要性について検討することが望まれる。

<内容>

市は、北九州メディアドームにおける競輪事業の実施において、平成 30 年度末時点で、以下の有料席を設けている。

施設	席数	備考
指定席(5階バックスタンド側)	200 席	H18～競輪祭のみ使用
ラウンジ席(6階メインスタンド側)	50 席	
スーパーロイヤル席(6階メインスタンド側)	16 席	
ロイヤル席(6階バックスタンド側)	73 席	

出所：市からの回答を基に監査人作成

また、平成 30 年度における有料席の利用状況は以下の通りである。

種類	指定席	ラウンジ席	ロイヤル席
料金	競輪祭:2,000 円	普通開催:1,000 円 競輪祭 :3,000 円	普通開催:2,000 円 競輪祭 :5,000 円
F II	—	34 席	—
F I	—	205 席	—
G III	—	54 席	21 席
競輪祭	599 席	210 席	143 席
計	599 席	503 席	164 席

スーパーロイヤル席 (シングル)	スーパーロイヤル席 (ボックス)	計
普通開催:2,000 円 競輪祭:5,000 円	普通開催:2,000 円 競輪祭:20,000 円	
40 席	2席	76 席
215 席	50 席	470 席
37 席	16 席	128 席
74 席	7席	1,033 席
366 席	75 席	1,707 席

出所:平成 30 年度有料席利用状況

上表によると、競輪祭以外の開催時においては、指定席の利用がゼロとなっている。これは、競輪祭以外は指定席の開放を行っていないためである。担当者によれば、指定席については、利用者見込数と開放に伴って生じるコスト等を勘案した結果、開放しない方が収支の観点から良いと判断しているためとのことであった。一方、市は、指定席を開放することで、いずれの追加コストが生じ、収支の観点からどの程度不利になるとといった詳細な検討を行っていない。

上表の通り、有料指定席は 200 席あり、詳細な検討を行うことなく、これを開放しないことは、市の財産が有効活用されているとは言い難い。また、事業計画においても、入場者が増加する方針であることを勘案すると、改めて収支の観点から指定席の開放の必要性について検討することが望まれる。

(イ) クオカードの月次点検について

競輪事業では、G I 競走やイベントが開催される際、広告宣伝目的でクオカードを作成しており、市は在庫に関して月次点検を行っている。しかしながら、適時性の観点から月末もしくは月初に行う必要がある月次点検が、平成 31 年1月及び2月については点検対象月の月末から 20 日程度遅れて実施されていた。不正や誤謬を早期に発見するためにも、北九州市職員不祥事防止マニュアルの趣旨に沿った業務管理が求められる。

<内容>

競輪事業では、G I 競走やイベントが開催される際、広告宣伝目的でクオカードを作成しており、市は在庫に関して月次点検を行っている。

市は、月次点検に基づき、金券等管理報告書を毎月作成しているが、平成 31 年1月と2月の報告書を閲覧したところ、平成 31 年1月の点検が2月 20 日に、平成 31 年2月の点検が3月 22 日にそれぞれ行われていた。

この点、適時性の観点から一般的に月末もしくは月初に行う必要がある月次点検が、当月末から 20 日程度遅れて実施するのでは点検対象月の月末残高の正確性に疑惑が残る点で問題がある。

月次点検の実施状況について担当者に質問したところ、月末もしくは月初に点検を行う必要性については認識しているものの、月次点検の責任者である管理係長が多忙のため実施できていないとのことであった。

一方、市は、北九州市職員不祥事防止マニュアルにおいて、月に1回、金券類の定期的なチェックが適切に行われていることの確認を義務付けている。

◆ 「財務会計事務チェックシート」の導入

事務処理上の軽微なミスや、処理の遅延、その他懲戒処分に至らない事案を早期に把握し、管理職の指導・監督を通じて組織全体で不祥事の発生を未然に防ぐためのツールとして、「財務会計事務チェックシート」を導入します。

チェックは各課の不祥事防止委員が月1回定期に実施し、結果を所属長へ提出します。所属長は、事務改善会議を通じて課題の整理、改善策の協議等を行ないます。

(中略)

7 金券、有価証券、物品及び歳計外現金の管理

① 金券類(有料道路回数券、駐車場回数券、バスカード、ハイウェイカード、切手等)については、台帳の記帳を行い、台帳残高と在庫の確認を定期的に行っているか。

出所:北九州市職員不祥事防止マニュアル

定期的な確認を行うことは、不正や誤謬を適時に発見するために必要なことである。そのため、月次点検の責任者である管理係長のスケジュールを確保する、あるいは月

次点検の責任権限を下位に委譲して担当者を複数とすることで相互牽制を確保する等の対応を行うことが望ましい。不正や誤謬の早期発見のため、北九州市職員不祥事防止マニュアルの趣旨に沿った業務管理が求められる。

(ウ) 借上げ開催に関する賃貸料について

他市が小倉競輪場を借り上げて行われるミッドナイト競輪(他場借上げ方式のミッドナイト競輪)において、市は、他市への施設賃貸料を車券売上高の 1.5%と設定している。当該料率は平成 26 年度の決定に基づくものであり、それ以降見直しを行っていない状況である。担当者によれば、協議の結果、将来については据え置きとすることになったとのことであるが、具体的な検討資料は確認できなかった。競輪事業は、財政への収益貢献がモーターボート競走事業に比して低いため、財政への収益貢献を高める観点から、公営競技局の経営戦略における取組項目「借上げミッドナイト競輪の推進」における取組状況も踏まえながら、継続的に収益を増加させる方法を検討することが望まれる。

<内容>

市は、他の公営競技が実施していない深夜時間帯(午後9時頃～11時30分頃)にレースを実施することにより、他の公営競技ファンを競輪に引き寄せ、新規顧客を獲得するため、平成 23 年1月からミッドナイト競輪を開催している。

また、市は、全国競輪施行者協議会が、他場借上げ方式でのミッドナイト競輪開催を認めたこと及び①借上げ施行者とともに、競輪業界全体でミッドナイト競輪開催を増やし、ミッドナイト競輪を広く認知・定着させることができる、②借上げ施行者から貸付料を徴収できる等のメリットを勘案した結果、平成 26 年度下期より、借上げ開催を行うための基本協定及び賃貸借契約を、各施行者と締結している。平成 30 年度の借上げ開催における収入は以下の通りである。

項目	貸付日数(日)	金額(円)	備考
他施行者主催のミッドナイト開催による施設料収入	60	140,213,630	売上の 1.5%

出所：借上開催における収入

また、「競輪場施設賃貸借契約書」において、貸付料は車券売上金額の 100 分の 1.5 と定められている。

(賃借料)

第3条 競輪場の施設貸付料は、前条の期間中に発売した車券売上金額の 100 分の 1.5 に相当する金額に8%の消費税及び地方消費税額(その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた金額とする。

出所：競輪場施設賃貸借契約書

以下は、借上げミッドナイト競輪の収支シミュレーションの例である。

(単位:千円)

項目	1開催あたり	備考
1. 車券発売金額	225,000	1日あたり 75,000
(1)電話投票	150,120	
(2)チャリロト7賭式	6,547	
(3)オッズパーク7賭式	53,460	
(4)ケイドリームス7賭式	12,735	
(5)チャリロト重勝式	2,138	
収入合計	225,000	
1. 開催経費	55,998	
(1)香典費 選手賞金	15,749	
(2)報償費 医師手当	65	
(3)委託料 ①競技実施委託料	10,058	
②包括委託料	10,907	管理、清掃、警備、光熱水費等
③CTC 運営委託料	1,419	売上×0.945%
④チャリロト委託料	1,219	売上×13.0%×1.08
⑤オッズパーク委託料	6,045	売上×10.47%×1.08
⑥ケイドリームス委託料	1,719	売上×12.5%×1.08
⑦その他委託料	30	銀行委託業務
(4)施設賃借料(1.5%)	3,645	売上×1.5%×1.08
(5)VIC 使用料	450	次世代 TRZ 使用料
(6)負担金 ①全輪協分担金	4,673	選手共済会助成分担金等
②九施開催分担金	19	売上×1/12000
2. 諸支出	168,760	
(1)払戻金	168,143	売上×74.73%(H25 実績)
(2)JKA 交付金	617	
支出合計	224,758	
収支	242	

出所:借上げミッドナイト競輪の収支シミュレーション

一方、上記の貸付利率は当初の率から改定がなされていない状況である。担当者によれば、協議の結果、将来については据え置きとすることとなったとのことであるが、具体的な検討資料は確認できなかった。競輪事業は、財政への収益貢献がモーターボート競走事業に比して低いため、財政への収益貢献を高める観点から、公営競技局の経営戦略における取組項目「借上げミットナイト競輪の推進」における取組状況も踏まえながら、継続的に収益を増加させる方法を検討することが望まれる。

(エ) 北九州メディアドーム内広告に関する広告料について

北九州メディアドーム内に広告を看板掲出する出稿料に関して、市が北九州メディアドームを引き継いだ 17 年前から価格改定が行われていない。当時に比して、環境が大きく変化しているため、メディアドーム内広告看板掲出料について見直しを行うことによって、広告収益を増加させることが望まれる。

<内容>

市は、北九州メディアドーム内に看板を掲出する広告スペースを設けており、平成 30 年度末時点で 13 社の出稿を受けている。広告スペースの概要ならびにそれぞれの出稿数は以下の通りである。

種類	対象箇所数	出稿数	寸法	貸付料(年額)
バンク下部(2F)	36	0	5,950mm×1,100mm	500,000
スタンド席(4F 下)	21	9	7,800mm×970mm	500,000
スタンド席(5F 下)	13	3	7,800mm×1,030mm	700,000
スタンド席壁面	26	0	3,900mm×680mm	350,000
コーナー壁面	8	0	7,800mm×2,600mm	1,000,000
バンク面	4	0	7,000mm×2,200mm	800,000
合計	116	13		2,000,000

出所:市作成資料を基に監査人作成

(スタンド席(4F下)、スタンド席(5F下))	
バンク面	

広告料の算出根拠を確認したところ、平成 14 年に、市が第三セクターである株式会社メディアドーム北九州から北九州メディアドームを引き継いだ際の価格を継続して利用しており、一切変更していないとのことであった。

17 年前と比して、現在は環境が大きく変化しているため、価格を一切変更していないことには疑問が残る。環境変化による価格変更の主たる要因として考えられるものが、競輪人口の減少とレース数の増加、配信媒体の増加である。

近年、車券売上額は下げ止まったとはいえ、17 年前から比べると売上額はおおよそ 2割程度減少している。それだけ競輪離れが進んでしまったことは事実であるため、広告出稿料を下げる要因となりえるだろう。しかしながら、北九州メディアドームだけを見ると、ミッドナイト競輪を開催するようになってから、他自治体主催による借上げ開催の回数が増加している。そのため、開催日数も大幅に増加しており、平成 14 年度は 88 日の

開催であったのに対して、平成 30 年度は 131 日開催されている。また、配信媒体の増加については、以前はテレビによる配信のみであったものが、いまではインターネットを通じてオンデマンドで観戦することもできるようになっている。これらによって、広告の露出量は明らかに増加しているため、これは広告出稿料を上げる要因となりえると考えられる。

平成 30 年度末時点で、116 ある広告スペースのうち、103 が空きの状態となってしまっており、スペースを活用できているとは言い難い。特に出稿数が 0 のスペースについては価格改定をすることで新たな出稿が見込めるかもしれない。また多くの広告主が出稿しているスペースについては価格を上げる交渉を行える可能性もある。

市が、株式会社メディアドーム北九州から北九州メディアドームを引き継いだ時点から、環境が大きく変化しているため、メディアドーム内広告看板掲出料について見直しを行うことによって広告収益を増加させることが望まれる。

なお、このことは、北九州市公営競技事業経営戦略にある「北九州メディアドームの施設貸出料金の見直し」の項目で取り組んでいくものであり、毎年度の自己点検・評価を着実に行い、計画3年次の外部評価において、その取組状況について説明責任を果たしていくことが望まれる。

(オ) 北九州メディアドームの遊休日数について

市は、北九州メディアドームのアリーナが競輪開催等で使用されない日程について、同アリーナの貸し出しを行っている。平成 30 年度におけるアリーナ遊休日は 39 日と、年間の約 11%を占めている状況である。市民の住生活の向上に貢献する観点からも、競輪に関する関係団体へのレース日程の早期決定に関する働きかけや、市民に対するアリーナ使用の促進に関する情報提供を積極的に行う等、現状の遊休日数が削減されるような施策を検討することが望まれる。

＜内容＞

市は、北九州メディアドームのアリーナが競輪開催等で使用されない日程について、同アリーナの貸し出しを行っている。アリーナの予約については、以下の通り、ホームページから予約状況を確認することにより行われている。



出所：北九州メディアドームホームページ

また、平成 30 年度において、アリーナが使用された日数は、以下の通りである。

項目	日数
本場競輪前検査	43
本場競輪開催	123
記念競輪準備	10
記念競輪開催	9
アリーナイベント	121
アリーナ使用合計	306
競輪学校試験	11
施設設備点検	9
アリーナ遊休日	39
合計	365

出所：市作成資料を基に監査人作成

上表によれば、平成 30 年度の北九州メディアドームの遊休日数は 39 日と、年間の約 11%が遊休日となっている。担当者によれば、イベント等におけるアリーナ貸出の実施については、競輪開催日程が半期ごとに決定され、アリーナの空き日程確定後に、貸出の予約を開始しているとのことであった。このため、利用者は余裕をもって利用予約を行うことが難しくなっているとのことである。

一方、市は、以下の通り、北九州メディアドームをコンサート・スポーツ等のビッグイベントに使用することも想定している。



北九州メディアドームとは

「北九州メディアドーム」は、九州でも最大級の全天候型ドームです。
イベント施設と新たなかいりんを提案していく競輪場の2つの要素を融合させた、日本でもユニークな施設です。
最大収容人数は約18,700人（立ち見を含む）。これまで北九州市では不可能だったビッグイベントを可能にし、北九州のイベントシーンを塗り替えていきます。
収容力とコンサートホール並の音響性能を最大限に活かし、コンサート・スポーツ等のビッグイベントに対応できます。

出所:北九州メディアドームホームページ

これについて、平成 30 年度におけるアリーナ貸出の一覧を閲覧したところ、九州の企業や幼稚園の運動会、地元中学校の部活動練習等が、主な貸出先となっている。また、アリーナ最大収容人数の水準に達するイベントは2日であった。これは、上記の理由により、規模の大きいイベント等でアリーナが使用される機会が限定的であることを意味していると考えられる。市民の住生活の向上に貢献する観点からも、競輪に関する関係団体へのレース日程の早期決定に関する働きかけや、市民に対するアリーナ使用の促進に関する情報提供を積極的に行う等、現状の遊休日数が削減されるような施策を検討することが望まれる。

なお、このことは、北九州市公営競技事業経営戦略にある「利用者の利便性の向上」の項目で取り組んでいくものとされている。毎年度の自己点検・評価を着実に行い、計画3年次の外部評価において、その取組状況について説明責任を果たしていくことが望まれる。

(カ) 施設の清掃及び整頓について

北九州メディアドーム及びハイビジョンシアター門司への現場視察の結果、開場直前の時間にも関わらず、投票用紙等のゴミが清掃されず放置されている箇所が見受けられた。来場を促進し、親しまれるレース場を作るためにも、清掃を委託している業者が適切に業務を履行しているか、また備品等の整頓が行われているか確認することが求められる。

<内容>

令和元年8月5日、北九州メディアドームの現場視察を行ったところ、開場直前にも関わらず、2階と3階を繋ぐ南側エスカレーター周辺に、ゴミが散乱しており、適切な清掃がなされていなかった。



エスカレーター
横に放置された
ままになってい
たゴミ



出所:監査人撮影

また、令和元年9月25日に訪れたハイビジョンシアター門司においても、来場者が利用するスペースに、ブルーシートで覆われた物品が置かれていた。



出所:監査人撮影

担当者に確認したところ、これは競輪祭のときにのみ利用される机と椅子であり、以前は倉庫に収納していたものの、収納スペースに限りがあることから当該箇所に置くこと

にしたとのことである。しかし、収納スペースに限りがあるからといって、来場者の目の付く場所に使用されていない備品を置き続けることは望ましい状態にあるとは言えない。

来場を促進し、親しまれるレース場を作るためにも、清掃を委託している業者が適切に業務を履行しているか、また備品等の整頓が行われているか確認することが求められる。

なお、このことは、北九州市公営競技事業経営戦略の取組項目「景観の美化」の項目で取り組んでいくものとされている。毎年度の自己点検・評価を着実に行い、計画3年次の外部評価において、その取組状況について説明責任を果たしていくことが望まれる。

(キ) 委託契約に関するモニタリング活動について

市は、小倉競輪の本場開催等に係る実施事務について、公益財団法人 JKA と包括委託契約を締結しており、同法人により事務手続が実施されている。当該事務手続が適切に行われていることを確かめるため、小倉競輪に係る印紙税法上の課税文書を確認したところ、収入印紙の添付漏れが5件検出された。包括委託契約に関する事務の実施は、公益財団法人 JKA が行っているものの、契約自体は市の名義においてなされている。このため、当該委託事務の実施状況についても、適切にモニタリングすることが必要である。

<内容>

市と公益財団法人 JKA は、次の通り包括委託契約を締結している。

第1条 発注者(北九州市)は、受注者(公益財団法人 JKA)に対して、次に掲げる小倉競輪の本場開催等に係る実施事務(以下「委託事務」という)を包括して委託し、受注者はこれを受託する。

(1)車券の発売、払い戻しに関する事務

(中略)

(11)その他発注者と受注者が協議して決定した事項

出所:小倉競輪実施事務等の包括委託契約書を基に記載

ここで、北九州メディアドーム内の広告看板掲出に係る以下の契約リストを入手し、契約書の通査を行った。

番号	枠番号	広告主	代理店
1.	B-2	日刊スポーツ新聞社	(株)日刊スポーツアド
2.	B-3	(株)東京スポーツ新聞社西部支社	(株)アド通信社
3.	B-4	(株)スポーツニッポン新聞社	(株)電通九州
4.	B-5	(株)新星社	(株)新星社
5.	B-6	ダイドードリンコ(株)	(株)新星社
6.	B-7	(株)コアズ	(株)新星社
7.	B-8	西日本新聞社	(株)新星社
8.	B-16	(株)東京スポーツ新聞社	(株)アド通信社
9.	B-17	岡崎建工(株)	(株)新星社
10.	C-5	(株)東洋美装エスジー	(株)新星社
11.	C-7	富士通フロンテック(株)	(株)新星社
12.	C-9	トータリゼータエンジニアリング(株)	(株)新星社
13.	パンク	(株)NIPPO	—

出所:平成30年度 メディアドーム内広告看板掲出料一覧を一部抜粋

この結果、番号1～3、8、13 の計5件について、収入印紙添付漏れの契約書が検出された。

これらの契約書は印紙税法上の課税文書となるものであり、以下の通り、当該課税文書の作成者には印紙税納付義務が生ずることから、契約相手方は当該契約書に収入印紙を添付する必要がある。

(課税物件)

第二条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。

(納税義務者)

第三条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、第五条の規定により印紙税を課さないものとされる文書以外の文書(以下「課税文書」という。)の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。

2 一の課税文書を二以上の者が共同して作成した場合には、当該二以上の者は、その作成した課税文書につき、連帶して印紙税を納める義務がある。

出所:印紙税法

担当者に質問したところ、課税文書作成者である契約相手方が収入印紙の添付を失念したことである。また、公益財団法人JKAにおいても収入印紙の添付状況を確認せず契約手続を進めたことにより、収入印紙が添付されていない状態で、契約が締結されている。これについて、市に直接的な責任はないと考えられるものの、包括委託契約

書には以下の通り記載されており、最終的な成果物は市に帰属する。

第43条 この契約に係る成果物に係る一切の権利は、発注者に帰属する。

出所：小倉競輪実施事務等の包括委託契約書

このため、委託業務が適切になされていることを確認可能な体制にするため、市と公益財団法人 JKAとの包括委託契約上、以下を規定している。

第4条 発注者は、受注者の責めに帰する事由により、委託業務について一部不履行があった場合は、委託料を減額することができる。この場合において減額する額は、発注者と受注者とが協議して決定するものである。

(中略)

第9条 発注者は、受注者の委託事務の実施(処理)に対して隨時に調査し、必要な報告を求め、又は監督するとともに、受注者に必要な指示をすることができる。

(中略)

第41条 発注者は、委託した事務の適正な履行を確保する必要があると認めるときは、受注者に対し、委託事務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は受注者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査することができる。

出所：小倉競輪実施事務等の包括委託契約書を基に記載

これについて、市の公益財団法人 JKAに対する委託事務の実施に関するモニタリング方法等の質問を行ったところ、特段、チェックリスト等は作成されておらず、市の担当者による属人的な確認がなされているとのことであった。

包括委託契約に関する事務は公益財団法人 JKAが行っているものの、契約自体は市の名義においてなされているため、当該委託事務の実施状況についても、適切にモニタリングすることが必要である。

(ク) 預金残高のマイナスについて

競輪事業の貸借対照表上、平成31年3月31日現在マイナスの預金残高が1,557百万円計上されている。これは競輪事業とモーター艇競走事業で同一の預金口座を使用しており、モーター艇競走事業から競輪事業へ資金を融通していることに起因するものである。この点、預金残高がマイナスであることは通常想定されないものである以上、当該表示は地方公営企業法施行令の求める明瞭性の原則の点から問題があるものと考えられる。したがって、預金残高がマイナスとなる会計事実について負債項目に組み替える等、明瞭な表示が求められる。

<内容>

市は、地方公営企業法第30条第7項の規定に基づき、競輪事業及びモーターボート競走事業のそれぞれについて決算を行っており、それぞれの事業に関する貸借対照表及び損益計算書を作成している。

(決算)

第三十条 管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

(中略)

7 第一項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従つて作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

出所:地方公営企業法

【その他預金残高】

(単位:円)

2 流動資産

(1) 現金預金

イ 現金	150,000,000	
ロ その他預金	△1,557,816,159	△1,407,816,159

出所:北九州市公営競技事業会計決算書(平成30年度北九州市公営競技事業貸借対照表)を一部抜粋

上記の競輪事業の貸借対照表において、「その他預金」がマイナス残高となっている。担当者に内容を確認したところ、両事業に関する出納管理は同一の預金口座を通じて行っているとのことであった。いずれの事業から生じたかについては伝票上管理しているため、両事業の決算書の「その他預金」残高を合算すると実際残高と一致するものの、それぞれの決算上は数値の入り繰りが生じている状況にある。

この点、地方公営企業法施行令第9条第4項により地方公営企業は、その財政状態及び経営成績に関する会計事実を明瞭に表示しなければならない(以下、明瞭性の原則という)とされている。

事業の財政状態に関する会計事実を表示する貸借対照表において、預金残高がマイナスとして表示されるということは通常想定されないものであり、総資産の金額に歪みが生じていると考えられる。明瞭性の原則に基づき、実態を適切に反映する会計処理が求められるが、マイナスの預金残高の実態はモーターボート競走事業からの実質的な借入であることから、当該残高については適当な負債項目に組替表示するといった

処置が求められる。

なお、地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針(総務省告示第 18 号 平成 24 年 1 月 27 日)において重要性の原則が規定されており、重要性の乏しいものについて合理的な範囲で他の簡便的な方法により表示を行ったとしても、当該表示は明瞭性の原則に従った表示として認められる。

第7 重要性の原則

1 地方公営企業の会計は、住民をはじめとする利害関係者の地方公営企業の状況に関する判断を誤らせないようにするために、法令の規定に反しない限りにおいて、取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない。

(中略)

4 重要性の原則は、会計に関する書類の表示に関しても適用され、法令の規定に反しない限りにおいて、会計に関する書類の本来の表示方法によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも、明瞭性の原則に従った表示として認められる。

出所:地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針(総務省告示第 18 号 平成 24 年 1 月 27 日)

この点、マイナスの預金残高の絶対値 1,557 百万円は総資産 15,873 百万円の 9.8% であり、金額的重要性が乏しいとは必ずしもいえないものと想定されることから、重要性が乏しいものとして現状の表示を認めることは難しいものと思われる。

明瞭性の原則の順守という合規性の観点から、競輪事業の財政状態について明瞭な情報開示が求められる。

(3) モーターボート競走事業

I. 実施した監査手続の概要

- ① 関連文書の閲覧
- ② 公営競技局への質問
- ③ ボートレース若松への現場視察

II. 監査の結果（指摘）

（ア） 有価証券の計上額について

市は、モーターボート競走事業において、投資その他の資産として基金（整備基金及び公債償還基金）を有しているが、そのうち整備基金を預金及び有価証券（公債）にて運用している。市は債券を満期保有目的で有しているが、満期保有目的の債券については、地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針（総務省告示第18号 平成24年1月27日）に基づき償却原価法を適用すべきである。

しかしながら、市は債券を購入価額にて計上しており償却原価法を適用していない。償却原価法（定額法）を適用した場合、平成30年度末の債券残高は3,495百万円となり、実際計上額は4.7百万円の過小計上となっている。

<内容>

市は、モーターボート競走事業において、公営競技事業に係る施設整備等に要する費用に充てるため整備基金を有している。当該基金の金額は、平成31年3月31日現在11,778百万円であり、その内訳は預金8,287百万円及び有価証券3,490百万円である。市が保有している有価証券は公債であり、市担当者に確認した結果、満期保有による約定利息収入及び元本の受取りをその目的としている。この点、満期保有目的の債券の評価については、地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針（総務省告示第18号 平成24年1月27日）によると、「満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得原価と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法」を用いることとされている。

第4章 資産に関する事項

第1節 資産の評価

第5 有価証券の評価

1 (中略)

2 有価証券は、地方公営企業が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとに定める評価額をもって帳簿価額とななければならない。

(1) (中略)

(2) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券は、取得原価をもって帳簿価額とする。ただし、満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得原価と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法（差額に相当する金額を償還期に至るまで毎事業年度一定の方法で加減し、当該加減額を受取利息に含めて処理する方法をいう。以下同じ。）に基づいて算定された価額をもって帳簿価額とする。評価差額は当該事業年度の損失として処理する。

ただし、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より著しく低いもの（時価がその時の帳簿価額まで回復すると認められるものを除く。）は、事業年度の末日における時価を帳簿価額として付さなければならない（規則第8条第3項第1号）。

出所：地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針（総務省告示第18号 平成24年1月27日）

競輪競艇整備基金保有債券明細によると、市は債券をいずれも額面金額よりも低い金額で取得しており（額面金額合計3,500百万円、購入価額合計3,490百万円）、次に当該差額が金利の調整と認められるかが問題となる。この点、金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）第71項によると、満期保有目的債券は「満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取りを目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める必要がないことから、原則として、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすること」とされており、原則として償却原価法の適用が求められる。

71. 企業が満期まで保有することを目的としていると認められる社債その他の債券（満期保有目的の債券）については、時価が算定できるものであっても、満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取りを目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める必要がないことから、原則として、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした（第16項参照）。

出所：金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）

そもそも償却原価法とは、債券の取得価額と債券金額の差額を受渡日から償還日までに渡って有価証券利息として期間配分する方法であるが、金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号）では、利息法と定額法の2種類が認められている。

70. 金融商品会計基準第16項では、満期保有目的の債券は、「債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差

額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。」とされている。取得価額と債券金額との差額(以下「取得差額」という。)が発生する要因には、クーポンレートと取得時の市場利子率との調整に基づくものと債券の発行体の信用力の変動や減損及びその他の要因があるが、償却原価法の対象となるのは、取得差額が金利の調整部分(以下「金利調整差額」という。)により生じた場合に限定される。

償却原価法は、有価証券利息をその利息期間(受渡日から償還日まで)にわたって期間配分する方法であり、以下の利息法と定額法の二つの方法がある。原則として利息法によるものとするが、継続適用を条件として、簡便法である定額法を採用することができる[設例4]。

(1) 利息法とは、債券のクーポン受取総額と金利調整差額の合計額を債券の帳簿価額に対し一定率(以下「実効利子率」という。)となるように、複利をもって各期の純損益に配分する方法をいい、当該配分額とクーポン計上額(クーポンの現金受取額及びその既経過分の未収計上額の増減額の合計額)との差額を帳簿価額に加減する。

(2) 定額法とは、債券の金利調整差額を取得日(又は受渡日)から償還日までの期間で除して各期の純損益に配分する方法をいい、当該配分額を帳簿価額に加減する。

出所:金融商品会計に関する実務指針(会計制度委員会報告第14号)

定額法にて平成30年度末の有価証券残高を試算した結果、るべき帳簿残高は3,495百万円であり、現在の計上額(3,490百万円)は4.7百万円過小に計上されている。公営企業の経営成績及び財政状態の住民への適切な情報開示及び説明責任の履行という点から、地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針(総務省告示第18号 平成24年1月27日)に基づき、債券に対する償却原価法の適用が求められる。

III. 監査の意見

(ア) クオカードの管理について

ボートレース若松では、SG競走やGⅠ競走、イベントが開催される際に、広告宣伝目的でボートレース若松オリジナルのクオカードを作成している。クオカードの受払の際には、受払簿に受払をした数とその用途を記載した上で、上長の承認を受けることとなっている。しかしながら、受払簿の閲覧及び実査を行ったところ誤った残数が記載された状態で上長の承認を受け、その後修正されている箇所が見受けられた。

換金性の高いクオカードに関する受払の処理及び月次点検については、より慎重に取り扱ことが求められる。

<内容>

ボートレース若松では、SG競走やGⅠ競走、イベントが開催される際に、広告宣伝目的でボートレース若松オリジナルのクオカードを作成している。作成されたクオカードはボートレース若松内のボートレース事業課執務室の施錠できる場所で保管されており、受払の際には受払簿に受払をした数とその用途を記載した上で、上長の承認を受けることとなっている。

クオカード受払の正確性を検討するため、受払簿の閲覧及び実査を行ったところ、クオカード「通年かっぱくんファミリー」について、実査日(令和元年8月6日)においては正しい枚数が記帳されていたものの、平成30年12月26日から平成31年3月25日に渡り、帳簿上の在庫数を誤って記録し、それを修正した形跡が確認できた。また、それらの誤った記載に関していずれの受払についても上長による承認がなされていた。

市は、金券類の管理について北九州市職員不祥事防止マニュアルにおいて、月次頻度による点検を行うこととしているが、市担当者によれば当該点検を行っていないかつたとのことである。具体的な誤りは以下の通りである。

平成30年12月26日～平成31年2月14日 実在庫より14枚過大に記録

平成31年2月20日～平成31年3月23日 実在庫より77枚過大に記録

平成31年3月24日～平成31年3月25日 実在庫より75枚過大に記録

出所:クオカード受払簿を基に監査人作成

◆ 「財務会計事務チェックシート」の導入

事務処理上の軽微なミスや、処理の遅延、その他懲戒処分に至らない事案を早期に把握し、管理職の指導・監督を通じて組織全体で不祥事の発生を未然に防ぐためのツールとして、「財務会計事務チェックシート」を導入します。

チェックは各課の不祥事防止委員が月1回定期に実施し、結果を所属長へ提出します。所属長は、事務改善会議を通じて課題の整理、改善策の協議等を行ないます。

(中略)

7 金券、有価証券、物品及び歳計外現金の管理

① 金券類(有料道路回数券、駐車場回数券、バスカード、ハイウェイカード、切手等)については、台帳の記帳を行い、台帳残高と在庫の確認を定期的に行ってい るか。

出所:北九州市職員不祥事防止マニュアル

担当者に質問したところ、平成31年3月に入ってから誤りに気が付き、平成30年12月まで遡って修正を行ったとのことであった。換金性の高いクオカードに関する受払の処理、及び月次点検については、より慎重に取り扱うことが求められる。

(イ) 施策実行の際の目標設定ならびに効果の検証について

イベント開催や広告宣伝といった施策実行時における、目標設定ならびに効果の検証が有効に行われていない事項が3点あげられる。1点目が、目標数値としてアウトカム指標が設定されておらずアウトプット指標のみ設定されているものが多いため、市の目標との繋がりが見えづらくなってしまっていること、2点目が目標数値を達成したかどうかのみで成功失敗を判断しておりそれ以上の検討が行われていないこと、3点目が実施した施策の改善について具体的な検討が行われていないことである。

市の目標を達成するためには何をすべきか、また、そのための各施策のアウトプット指標とアウトカム指標は何が該当するのか、それらを明確にした上で施策を実施し、実施後は実施した施策の改善について具体的な検討を行うことが求められる。

<内容>

i. 単発で開催されるイベントについて

ボートレース若松では、SG 競走、G I 競走の開催時や大型連休中等に、芸能人によるトークショーやお笑いライブ等を実施して集客を図っている。しかしながら、イベントを実施した結果、どれだけの集客が実現できたのか計測されていない。この点について、担当者に質問したところ以下の回答を得た。

来場者の状況を目視で確認しており、イベントが成功だったかどうかの判断は行っているものの、来場者に関する具体的な情報の把握は行っていない。また、トークショー等のイベントは、あくまでも中長期的にボートレースがより市民に浸透するための施策であり、短期的な活動とは捉えていない。

出所:市からの回答

一方で、北九州市公営競技事業経営戦略においては、以下の通り記載されている。

第6章 前期中期計画～ボートレース事業～

I 選ばれるレース場を目指して

取組項目

3 本場来場者数の拡大

(2) 新規ファンの獲得のための取組の強化

来場のきっかけを提供し、新規ファン獲得や再来場の促進へつなげていくため、タレントイベントやファミリー向けイベントの見直し、特別観覧施設 ROKU を活用した初心者向けイベント等を実施する。

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年3月策定

北九州市公営競技事業経営戦略に記載がある通り、本場来場者数の拡大が目的であれば、イベント実施の結果、どのような属性の来場者が増加したのか測定することが

求められる。

以上について確認するため、トークショーやお笑いライブ等の実施について、具体的にどのような中長期的な目標と結びついており、どのような指標が設定されているか質問したところ以下の回答を得た。

トークショーやお笑いライブ等の実施については、北九州市公営競技事業経営戦略の「I 選ばれるボートレース場を目指して 3 本場来場者数の拡大 (2)新規ファンの獲得のための取組の強化」と結びついており、指標・目標値としては、2023 年度の本場有料入場者数(一日あたり)を普通開催 1,000 人、周年開催 2,000 人、SG開催 3,780 人としている。経過としては、R元年度の普通開催(11月末まで)900 人、周年開催 1,958 人となっている。

出所: 市からの回答

有料入場者数を増加させるという中長期的な目標のために行っているのであれば、イベントを実施した結果、どのような属性の来場者が増加したのか測定することが求められる。この点について、市は以下の見解を有している。

トークショー等イベント来場者数の測定については、正確な人数の把握が困難であったことから、効果測定を行うことができなかったが、今後は正確な数のカウントや調査方法を検討したうえで、広告宣伝効果の測定を行っていきたいと考えている。

出所: 市からの回答

広告宣伝効果の測定に加え、イベント目的の来場者が、その時のみの来場に終わるのか、その後も継続的に来場するようになるのか、また、モーター艇競走についてのイメージは変化したのか等、来場者数の話のみで完結させず、市の目標と関連せながら検討することが必要である。

ii. クレカ若松における主催事業について

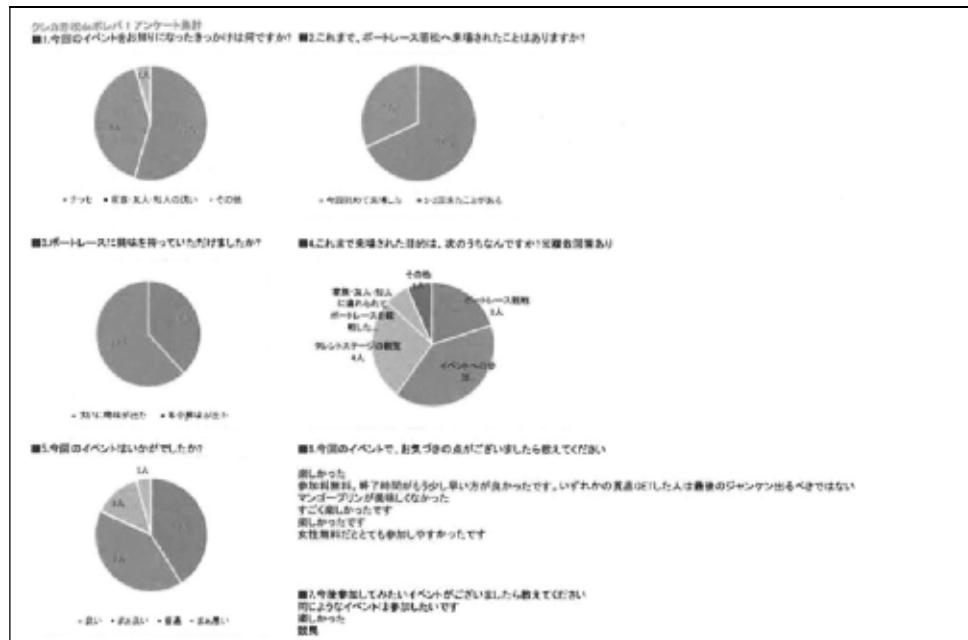
市は、ボートレース若松に隣接するクレカ若松(ボートレース若松 特別観覧施設・ROKU)の周知、利用促進、また新規来場促進を図るため、市主催のイベントを開催している。平成 30 年度には、初心者教室、ファンの集い、親子工作ワークショップといったイベントがクレカ若松において 10 回以上開催された。

これらの主催事業の実施状況ならびに効果的、効率的に実施がされていることを確認するため、主催事業に関する仕様書、見積書、業務完了報告書等の書類を閲覧した。サンプルとして、平成 31 年 3 月 17 日に開催された「クレカ de ボレパ!」(クレカ若松の振興を目的としたイベント)の記録を確認したところ、本イベントの業務完了報告書は A4 の用紙に実施時の写真が 20 枚並べられているのみであり、開催前に適切な目標が設定されていたのかどうか、事業の成果はどうか、また今後実施するにあたり改善すべ

き点は何か等について確認することができなかった。

この点、担当者によれば、本イベントの目標としていた人数は集まつたこと、参加者にアンケートを取り、結果をまとめた上で検証を行っているため、業務完了報告書は写真の掲載のみでも問題ないこと、実施後は口頭ベースで意見交換しているものの書面としては残していないこと、また意見交換の場において改善点は特に上がっておらず、今後継続して年1回程度開催したいと考えているとのことであった。

そこで、このアンケート結果ならびに行われた検証の内容について追加で質問を行い、以下のアンケート結果を入手した。



出所:市作成資料

内容を確認したところ、アンケートの質問とその結果が7項目記載されているのみであり、また、回答人数は参加者の半数程度であるように見受けられた。この点について市から以下の回答を得た。

アンケートは任意なので、参加者全員は回答していない。

「クレカ de ボレパ！」は、クレカ若松の認知度向上のためのプロジェクトの一つとして、「ROKU」の利用促進のために行われたものであり、クレカ若松が、初心者や女性の新規ファン受け入れ施設として活用できるのかという視点からアンケート結果を検証し、ボートレース若松への来場が初めてや2・3回目の方に、ボートレースへの興味を持っていただくことにつながったことがわかり、「ROKU」を活用したイベントが、新規ファン獲得に有効であることが確認できた。

出所:市からの回答

どのような仮説をもとに施策が実施され、実施した結果、参加者にどのような影響を与えたか仮説検証を行う上で、参加者からのフィードバックは欠くことができない。イベント参加後の行動が変化したかといった追跡調査等、今後の施策に活かせるよう検討を行うことが求められる。

iii. 電話投票キャンペーンについて

舟券の購入について、購入形態別の割合を確認すると、平成30年時点でのインターネット及び電話での投票(以下、電話投票)が全体の53.6%と非常に高い割合を占めている。モーター艇競走は、同日に複数のボートレース場で開催されているため、電話投票で舟券を購入する人にボートレース若松を選択してもらうことは重要である。

このため市は、電話投票で一定額以上舟券を購入した人のうち抽選で現金や北九州名産品をプレゼントするキャンペーンを行っている。この電話投票キャンペーンは、記録が残っている平成26年以降継続して実施されているが、それよりも前の記録は残っていないため、いつ時点から開始されたものかは不明のことであった。本キャンペーンの広告宣伝効果について、市の見解は以下の通りである。

広告宣伝に関する効果については、電話投票の利用者数や電話投票発売額が増えていることから、効果は上がっていると考えているが、投資した額に見合う適切な効果を測定することは、困難であると考えている。

出所：市からの回答

市の見解通り、広告宣伝における適切な効果測定を行うことは困難であると考えられる。しかしながら、インターネット投票に関しては、電話投票キャンペーン登録者の舟券購入に関する情報等のデータは収集されているはずであり、そのデータを利用して効果の検証を行うことは可能であると想定される。

以上の通り、市の目標を達成するためには何をすべきか、また、そのための各施策のアウトプット指標とアウトカム指標は何が該当するのか、それらを明確にした上で施策を実施し、実施後は実施した施策の改善について具体的な検討を行うことが求められる。

なお、このことは、北九州市公営競技事業経営戦略「既存ファン向けサービスの充実」や「新規ファン獲得のための取組の強化」等の項目で取り組んでいくものとされている。毎年度の自己点検・評価を着実に行い、計画3年次の外部評価において、その取組状況について説明責任を果たしていくことが望まれる。

(ウ) ポートレース若松における有料席の利活用について

ポートレース若松には観戦用の有料席が設けられているが、特に普通開催の平日については利用率が低迷している。利用率が低くても一定の人員等を配備する必要がある有料席の多くを空席のままにしておくことは、資産の効率的な利用ができていないと考えられる。

このような状況であれば、有料席の利用券を来場者に配布することで多額の経費をかけることなく来場者の満足度を上げる施策を検討する等、空席となっている有料席を、ポートレース若松の資産であると認識して、その資産を有効活用することが求められる。

<内容>

ポートレース若松では、競技場に観戦用の有料席を設けており、その販売を行っている。有料席にはロイヤル席(205席)とA指定席(801席)があり、ロイヤル席では、フリードリンクの自動販売機と1人1台のモニターが用意されている。

ポートレース若松 ロイヤル席	
出所:監査人撮影	



各有料席の価格は以下のようになっている。

区分	ロイヤル席(205 席)	A 指定席(801 席)
普通開催	1,000 円	販売なし
G I 競走	3,000 円	500 円
SG 競走	3,000 円	500 円

出所:市作成資料を基に監査人作成

A 指定席については G I 競走及び SG 競走の時にのみ利用されている。普通開催において A 指定席を販売していない理由として、市は次のように回答している。

年々来場者数が減少しており、A指定席(西棟3階)を開設しても、利用者数は限られている。開設すると「売上<費用」となり、収益の悪化を招くためである。

出所:市からの回答

また各有料席の総利用者数及び平均利用者数は以下の通りである。

【平成 30 年度 総利用者数】 (単位:人)

区分	総入場者数	ロイヤル席	A 指定席
普通開催	141,005	11,795	0
G I 競走	10,942	344	641
SG 競走	20,619	948	2,345

出所:市作成資料を基に監査人作成

【平成 30 年度 1 日平均利用者数】

(単位:人)

区分	総入場者数	ロイヤル席	A 指定席
普通開催	928	78	—
G I 競走	1,824	57	107
SG 競走	3,437	158	391

出所:市作成資料を基に監査人作成

そして、以上の1日平均利用者数を有料席の総数で除算した充席率は以下の通りとなる。

区分	ロイヤル席	A 指定席
普通開催	37.9%	—
G I 競走	28.0%	13.3%
SG 競走	77.1%	48.8%

出所:市作成資料を基に監査人作成

これを見ると SG 競走開催時を除いて、有料席の利用者数は多くなく半分以上が空席となってしまっているのが現状である。担当者によれば、これは開催期間における総平均をとっているため、より厳密にいえば土日や、各開催の優勝者が決定する最終日等は有料席の利用者数が増加する傾向があるとのことである。翻って、最終日でない平日の開催においては有料席の利用者数は更に少ないということを示している。参考として、令和元年度における普通開催の1つである、サンケイスポーツ杯の有料席利用状況を記載する。

開催日程		曜日	利用者数	充席率	当日の天気
初日	11月3日	日	131人	63.9%	曇り
2日目	11月4日	月祝	56人	27.3%	晴れ時々雨
3日目	11月5日	火	58人	28.2%	晴れ
4日目	11月6日	水	42人	20.4%	晴れ
5日目	11月7日	木	28人	13.6%	晴れ時々曇り
6日目	11月8日	金	36人	17.5%	晴れ時々曇り
最終日	11月9日	土	115人	56.0%	晴れ時々曇り

出所:市作成資料を基に監査人作成

有料席は、利用者が少なくとも、警備員や投票対応の従事者といった人件費等、一定の固定費が必要となる一方で、利用者が多くなっても変動費は大きく増加しない。つまり、有料席利用者数が1人増えても市の負担はさほど大きくならないため、有料席を空席のままにしておくことは資産を効率的に活用できていないと言える。

市としても、この状況は理解しており、充席率を高めるための施策として平成 17 年、平成 25 年と価格の変更を行っている。普通開催における A 指定席を 500 円から 200 円へ価格変更を行ったものの、それでも利用者が少ないとから普通開催において A 指定席は開放しないこととなった。また、普通開催におけるロイヤル席についても値下げを行い 3,000 円から 1,000 円と価格変更を行ったが、それでも充席率は 37.9% と低迷している。普通開催におけるロイヤル席の 1,000 円という価格設定は、ボートレース若松の近隣にあるボートレース福岡の 3,000 円、ボートレース下関の 2,000 円、ボートレース芦屋の 1,500 円に比べても安価である。それでも利用者が伸び悩んでいることから、価格の変更では、現時点でロイヤル席を利用してない来場者の需要を喚起することはできないものと考えられる。市は有料席の利用率向上について以下のように考えている。

今まで、入場者の促進を図るため、入場料金を見直してきたところであり、平成 30 年度からは、キャッシュレスカード「かっぱくんカード」のポイント還元先として、有料席の料金にも活用できるようする等、場内発売額向上と有料席利用率の向上の相乗効果ができるように努めているところである。

今後は、企画レースの展開や各種イベント、メディアを通じた PR 活動の継続実施や、利用率向上の諸施策を検討し、加えて、現在策定中の施設改修計画の中でも、魅力ある有料席のあり方を検討する等、ハード面においても、利用率向上を図っていく。

出所：市からの回答

現状として、普通開催時においてロイヤル席を購入してもらうことで満席とすることは困難であると考えられる。そのため、特に利用率の低い、最終日以外の平日開催について、ロイヤル席の利用券を無料配布することは検討に値する。無料配布を行う対象者について、以下〈A〉、〈B〉、〈C〉の3通りに分けて考える。

	〈A〉	〈B〉	〈C〉
A) 本場に	来ていない	来ている	
B) 舟券を		買っていない	買っている

出所：監査人作成

〈A〉はボートレース若松に来ておらず、舟券も買っていない人、〈B〉はボルダリングパーク、クレカ若松の施設利用者やトークショー等のイベントでボートレース若松を訪れてはいるものの舟券を購入していない人、〈C〉がボートレース若松に来て舟券を購入している人である。

どの層に配布するかは目的により異なるが、効果が出ると考えられるのは〈B〉か〈C〉であると考えられる。新規来場を促進する目的であれば、〈A〉が良いといえる。しかし、

日常的にボートレース若松の施設を利用していない人が、有料席の利用券を手に入れたからといって、それだけで来場に至るとは考えにくい。

ボートレース若松の施設を現に利用している、〈B〉、〈C〉を対象に、抽選やアンケートの御礼として配布することで、そのままロイヤル席の利用へと繋がると考えられる。ロイヤル席でカフェのような時間を過ごすだけでも、来場者の満足度を高められるだろう。

空席となっている有料席を、ボートレース若松の資産であると認識して、その資産を有効活用することが求められる。

なお、このことは、短期的には、公営競技局の経営戦略「既存ファン向けサービスの充実」の項目の中で取り組んでいくものであり、毎年度の自己点検・評価を着実に行い、計画3年次の外部評価において、その取組状況について説明責任を果たしていくことが望まれる。また、長期的には、今後の施設改修計画の中で、取り組んでいくことが望まれる。

(エ) 「ひまわりラウンジ」に類似した有料指定席の増設の検討について

市は、北九州メディアドーム内に、場外舟券売場「BTS(ボートレースチケットショップ)北九州 MD(メディアドーム)」を設けている。BTS 北九州 MD には、有料席スペースであるひまわりラウンジが設けられており、充席率は 100%を超えており。好評を得ていることから、市はひまわりラウンジと類似の施設の増設を検討しているが、現時点でのひまわりラウンジ利用者の属性調査や増設の予備調査等は行っていない。

今後、増設の計画を進める際の投資の経済性を検討するにあたって、市が考えているひまわりラウンジの利用率が高い理由が正しいのか検証を行うこと、また増設を検討している場所についてどの程度の利用が見込まれるか検討を行うことが求められる。

<内容>

市は、北九州メディアドーム内に、場外舟券売場「BTS 北九州 MD」を設けている。

BTS 北九州 MD は、地上8階の鉄骨造・鉄筋コンクリート造の北九州メディアドーム 2 階フロアの一角にあります。

延床面積 596 m²で、一般観覧席は 156 席、窓口は 15 窓(自動発売機9窓、自動発払機6窓)で、レース実況・オッズ・レース結果・各種競技情報等を提供する 60 インチディスプレイ3台、55 インチディスプレイ8台、40 インチディスプレイ 31 台、24 インチディスプレイ6台の計 55 台が設置されています。

出所:ボートレースチケットショップ北九州メディアドームホームページ

BTS 北九州 MD には、入場料なしで利用できる一般観覧席の他に、フリードリンクやマッサージチェアが利用でき、1人に1台のテレビが設置されている、ひまわりラウンジという有料席スペースがある。ひまわりラウンジには 1,000 円で利用できるエコノミー席が

29席と2,000円で利用できるプレミアム席が10席と2種類の有料席がある。

ひまわりラウンジの利用率は、低迷している本場の有料席に比して群を抜いて高い状況である。具体的には以下の通りである。

【平成30年度 BTS 北九州 MDにおける有料席の利用状況】

区分	総計(人)	1日平均(人)	充席率
普通開催	6,851	45	115.6%
G I 競走	292	49	124.8%
SG 競走	299	50	127.8%

出所:市作成資料を基に監査人作成

充席率が100%を超過しているのは、退出したお客様の席に、新しいお客様が入られるからとのことであった。また、ひまわりラウンジ利用者は1人あたりの発売単価も高くなっている。令和元年度における普通開催の1つである、サンケイスポーツ杯における本場有料席とひまわりラウンジの入場者数及び発売額を比較したのが以下の表である。

開催日程	本場有料席			ひまわりラウンジ		
	発売額 (円)	入場数 (人)	単価 (円)	発売額 (円)	入場数 (人)	単価 (円)
11月3日	6,105,900	131	46,610	5,182,900	55	94,235
11月4日	1,967,400	56	35,132	12,043,300	65	185,282
11月5日	3,142,300	58	54,178	6,010,300	52	115,583
11月6日	1,375,000	42	32,738	5,586,100	47	118,853
11月7日	640,700	28	22,882	4,367,200	37	118,032
11月8日	1,339,800	36	37,217	4,109,200	42	97,838
11月9日	6,220,500	115	54,091	8,205,600	52	157,800

出所:市作成資料を基に監査人作成

利用率が高い理由について市は以下のように考えている。

- ①来場者の滞在時間を長くする取組、②リピーターとなりやすいファンサービス、③高額優良顧客の囲い込み等が寄与していると考えている。

出所:市からの回答

以上のような状況を受けて、市は、ひまわりラウンジと同様の施設の増設を検討しているとのことである。

現在、ボートレース事業課として同様施設の増設を検討中である。

出所:市からの回答

快適な空間を提供することで利用者の満足度が向上し、舟券の売上が増加することは、市にとって望ましいことである。

しかし、現時点でのひまわりラウンジの利用者の属性調査や定性的な調査を行っておらず、また同様の施設が本当に求められているかについての調査も行っていない。今後同様の施設を増設するのであれば、投資の経済性の検討に当たり、市が考えているひまわりラウンジの利用率が高い理由が正しいのか検証を行うこと、また増設を検討している場所について、どの程度の利用が見込まれるか検討を行うことが求められる。

なお、このことは、北九州市公営競技事業経営戦略「外向発売所「カッパピア」の充実」の項目で取り組んでいくものとされている。毎年度の自己点検・評価を着実に行い、計画3年次の外部評価において、その取組状況について説明責任を果たしていくことが望まれる。

(オ) ポイントカードの共通化について

市は、ボートレース若松において来場者数の増加を目的にキャッシュレス IC カード(かつぱくんカード)を導入している。来場や有料席の利用、舟券購入の都度、電子マネーに交換可能なポイント等が付与されるが、当該カードはボートレース若松内でのみ利用可能な状況にある。他方で全国的にも市と同様に独自のポイントカードを発行している自治体が多い状況である。コスト削減や全国のボートレース場利用者へのファンサービスの観点からポイントカードの全国共通化に向けての検討が望まれる。

<内容>

市は、専用キャッシュレス IC カード「かつぱくんカード」を導入している。

現状、かつぱくんカードはボートレース若松のみでしか利用できない状況である。一方で全国におけるボートレース場は以下の通りである。

No	ポートレス場	ポイントカード名
1.	桐生	ドラキリュウカード
2.	戸田	不明
3.	江戸川	E メンバー
4.	平和島	P★CARD
5.	多摩川	キャッシュレスカード
6.	浜名湖	はまな Po!
7.	蒲郡	e ジャンカード
8.	常滑	トコタンポイントカード
9.	津	ツッキーカード
10.	三国	三国ポートポイントカード
11.	びわこ	BINAPO
12.	住之江	JUMPY CARD
13.	尼崎	ポイントカード amapa
14.	鳴門	なるちゃん e クラブキャッシュレスカード
15.	丸亀	B カード
16.	児島	K Smart Card
17.	宮島	MOMIJI CARD
18.	徳山	ポートレス徳山キャッシュレスカード
19.	下関	e～ほっ！カード
20.	若松	かつぱくんカード
21.	芦屋	ASHIMU CARD
22.	福岡	ペラ坊カード
23.	唐津	KARAMO
24.	大村	ORICA

出所：監査人作成

上表によれば、市と同様に、ポイントカードを有しているポートレス場が数多く存在することが分かる。また、他のポートレス場とのポイントカードの連携等を検討することにより、来場者数の増加や管理コストの削減等が見込まれる等、メリットは多いものと考えられる。ポイントカードの共通化に当たっては、他市や中央団体との協力が不可欠となる。一方で、関係団体との連携により得られるメリットもあることから、業界全体への働きかけを行っていくことが望まれる。

(カ) テナント売店に関する選定プロセスについて

ボートレース若松内のテナント売店について、市は各テナントと賃貸借契約を締結しているが、一部テナントとの契約については、具体的な契約期間が明記されているもの、実態としては契約期間到来時において自動で契約が更新されているという状況にある。各テナントの公平性を確保する観点から、適切な公募等を検討することが望まれる。

<内容>

市は、ボートレース若松のテナント売店について、以下のテナントと市有財産に関する賃貸借契約を締結している。

場所	店名	営業団体	月額貸付料 (円)	貸付面積 (m ²)
食堂 ・ 売店	西1F	洞海うどん	若松区老人クラブ連合会 2,345 (日額 ※1)	74.50
	西1F	かつば	若松区自治総連合会 2,147 (日額 ※1)	68.20
	西1F	ターンマーク	藤本 三千代 369 (日額 ※1)	11.73
	西1F	ON THE MOON (カフェテラス)	古賀 高史 1,876 (日額 ※1)	58.51
	西4F	ロイヤル売店	株ダイショク 市公営競技局委託事業	
	東1F	豊ご屋	株ダイショク 401 (日額 ※1)	40.10
	東1F	麵家まるいち	ローリングストーン株 387 (日額 ※1)	38.76
	東1F	たこやき空(企画)	佐土村 崇介 389 (日額 ※1)	38.90
	東1F	まあぶる	藤本 三千代 250 (日額 ※1)	24.87
自動販売機	西1F	たばこ自販機	三好商店 2,072	2台
	西4F		1,036	1台
	西2F	飲料自販機等	若松区社会福祉協議会 4,144	4台
	東1F	飲料自販機		1,036
	西1F	飲料自販機等	若松区老人クラブ連合会 2,072	2台
	西1F	飲料自販機		2,072
	東1F	飲料自販機	若松区自治総連合会 1,036	1台
	東1F	飲料自販機		1,036
	西2F	飲料自販機	若松競艇従業員労働組合 1,036	1台
	東3F	飲料自販機		1,036
外向販売所	コンビニエンスストア ※2	株ポプラ	売上額の 0.7%	53.70

(令和2年1月 10 日現在)

※1 若松区老人クラブ連合会・若松区自治総連合会、豊ご屋、麵家まるいち、企画店舗は、実営業日数を乗じた額を月額とする。

※2 コンビニエンスストアの月額貸付料について、売上額の 0.7%が基準貸付料

(36,051 円)を超えた場合は、売上額の 0.7%の額。基準貸付料に満たない場合は、基準貸付料の額とする。

出所:市からの回答を基に監査人作成

市としては、今後、来場者の増加を見込んでおり、これに伴い、テナントとしてボートレース場における販売活動を希望する業者も増加することが想定される。このため、テナント選定については、公平性を確保することが重要であると考えられる。一方、担当者にテナントに関する選定プロセスを質問したところ、西1F のテナントについては、市有財産賃貸借契約書上は、具体的な契約期間が明記されているものの、実態としては、契約期間到来時において、自動で契約が更新されているとのことであった。このため、特段、新たなテナントに関する公募等のプロセスは経ていないとのことであった。

(賃貸借期間)

第5条 賃貸借の期間は、平成 31 年4月 1 日から平成 32 年3月 31 日までの店舗営業日とする。

出所:市有財産賃貸借契約書(若松区老人クラブ連合会)

テナントとの賃貸借契約の自動更新が行われる場合、新たにテナント入りを希望する業者はその機会を逸することとなり、各テナント間での公平性が害される可能性が生じる。各テナントの公平性を確保する観点から、適切な公募等を検討することが望まれる。